

水道事業及び工業用水道事業における下水道使用料の徴収等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道事業及び工業用水道事業における下水道使用料の徴収等について必要な事項を定めるものとする。

(水道水の使用に伴う排出汚水に係る下水道使用料の徴収等)

第2条 水道水の使用に伴う排出汚水に係る下水道使用料（以下「使用料」という。）の徴収は、水道事業において行うものとする。

2 営業課長及びサービスセンター所長は、使用料を2月ごとに調定し、翌月20日までに取りまとめるものとする。ただし、川崎市下水道条例（昭和36年川崎市条例第18号）第14条第1項ただし書の規定に該当する場合は、1月ごとに使用料を調定することができる。

3 営業課長は、前項に定める使用料を翌月末日までに収納済通知書により下水道事業の口座に払い込むものとする。

(工業用水の使用水量データの提供)

第3条 工業用水課長は、工業用水に係る使用水量を決定し、使用水量データを毎月10日までに取りまとめ、営業課長に送付するものとする。

(経費の負担)

第4条 前2条に定める事務に係る経費については、水道事業会計及び工業用水道事業会計の前年度決算額により算出した額を下水道事業会計が負担するものとする。

2 前項に定める経費は、第2条に定める事務に係るものにあっては別表第1により算出した額に100分の110を乗じて得た額とし、第3条に定める事務に係るものにあっては別表第2により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。

3 第1項に定める経費の多額の増加が見込まれる新規事業等の実施に当たつ

ては、当該事業の内容等を事前に関係課所長の間で協議するものとする。

(経費の概算払い及び精算)

第5条 下水道事業会計は、前条に定める経費を水道事業会計及び工業用水道事業会計の前年度予算額に基づいて概算払いするものとし、水道事業会計及び工業用水道事業会計からの請求により四半期ごとに分割して支払うものとする。

2 水道事業会計及び工業用水道事業会計は、前項に定める概算払額を翌年度第1・四半期末までに精算するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 下水道事業会計が、平成24年度予算額に基づいて概算払いする経費の算出については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 下水道事業会計が、平成24年度決算額に基づいて精算する経費の算定については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 下水道事業会計が、平成 30 年度及び令和元年度の決算額に基づいて精算する経費の算定については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 下水道事業会計が、令和元年度予算額に基づいて概算払いする経費の算出及び平成 30 年度及び令和元年度決算額に基づいて精算する経費の算定については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 下水道事業会計が、令和 5 年度予算額に基づいて概算払いする経費の算定並びに令和 4 年度及び令和 5 年度決算額に基づいて精算する経費の算定については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

上 水 用

経費項目			摘要	算出方法	
直接的経費	下水道使用料の徴収に係る経費	人件費	業務費のうち給料、手当、法定福利費、厚生福利費及び賞与引当金繰入額の決算額による年間一人当たり平均額に徴収事務等の従事職員数を乗じた額及び報酬の決算額のうち徴収事務等に従事する者を対象に執行された額	左記の額 $\times \frac{\text{下水道使用料年間調定件数}}{\text{水道料金年間調定件数}} \times \frac{1}{2}$	
		物件費	業務費の決算額（そのうち旅費は決算額による年間一人当たり平均額に徴収事務等の従事職員数を乗じた額）		
	メーター関係費	人件費	給水費のうち給料、手当、法定福利費、厚生福利費及び賞与引当金繰入額の決算額による年間一人当たり平均額にメーター修理等に係る事務の従事職員数を乗じた額		
		物件費	給水費のうち旅費の決算額による年間一人当たり平均額にメーター修理等に係る事務の従事職員数を乗じた額、取替費、委託料（メーター取替業務委託に要した額に限る。）、修繕費（メーター修理に要した額に限る。）及び材料費（メーター修理に要した額に限る。）の決算額並びにメーターの取替業務及びメーターの修理業務に要した額		
間接的経費		人件費	業務費のうち給料、手当、法定福利費及び賞与引当金繰入額の決算額に営業課及び各サービスセンターの間接的に徴収事務等に従事する職員数を業務費決算人員数で除した率を乗じた額並びに総係費のうち給料、手当、その他手当、法定福利費、厚生福利費及び賞与引当金繰入額の決算額に徴収事務等の従事職員数を総職員数で除した率を乗じた額	ただし、下水道使用料の徴収事務等のみに要した額については全額下水道事業会計の負担とする。	
減価償却費及び固定資産除却費		物件費	総係費の物件費（財務課、サービス推進課、営業課及び各サービスセンターのものに限る。）決算額に、業務費の物件費決算額を物件費の総決算額（貸倒引当金繰入額及び貸倒損失を除く。）から受水費、受託給水工事費及びその他受託工事費の物件費を除いた額で除した率を乗じた額		
メーター並びに徴収事務等に係る車両、リース資産及びソフトウェアの減価償却費及び固定資産除却費の決算額					

別表第2（第4条関係）

工 水 用

経費項目			摘要	算出方法
直接的経費	使用水量 決定事務 従事職員 に係る経 費	人件費	総係費のうち給料、手当、その他手当、法定福利費、厚生福利費及び賞与引当金繰入額の決算額による年間一人当たり平均額に使用水量決定事務の従事職員数を乗じた額	左記の額 $\times \frac{\text{下水道使用料算定に係る水量メーター等設置数}}{\text{水量メーター等設置数}} \times \frac{1}{2}$
		物件費	総係費の決算額（そのうち旅費は決算額による年間一人当たり平均額に使用水量決定事務の従事職員数を乗じた額とし、その他は直接的に使用水量決定事務に要した額に限る。）	
	水量メー ター等の 維持管理 等に係る 経費	人件費	給水費のうち給料、手当、法定福利費、厚生福利費及び賞与引当金繰入額の決算額による年間一人当たり平均額に水量メーター等の維持管理等に係る事務の従事職員数を乗じた額	
		物件費	給水費のうち旅費の決算額による年間一人当たり平均額に水量メーター等の維持管理等に係る事務の従事職員数を乗じた額、備消耗品費、委託料（水量メーター等及び工業用水道使用水量決定システムの保守点検に要した額に限る。）、修繕費（水量メーター等の修理に要した額に限る。）及び材料費（水量メーター等の修理に要した額に限る。）並びに資産減耗費のうち固定資産撤去費（水量メーター等に要した額に限る。）並びに固定資産購入費（水量メーター等を除く。）の決算額	
間接的経費		人件費	総係費のうち給料、手当、その他手当、法定福利費、厚生福利費及び賞与引当金繰入額の決算額（直接的経費は除く。）に、使用水量決定事務の従事職員数を総職員数で除した率を乗じた額	
		物件費	総係費の物件費決算額（直接的経費は除く。）に、給水費のうち備消耗品費及び総係費の物件費決算額（直接的経費に限る。）を物件費の総決算額から受水費及び受託工事費の物件費を除いた額で除した率を乗じた額	
減価償却費及び固定資産除却費		水量メーター等、リース資産及びソフトウェアの減価償却費及び固定資産除却費の決算額		